

農業集落排水処理施設及び戸別浄化槽の使用料金が改定されます

農業集落排水事業及び戸別浄化槽事業の使用料金は、これまで旧町村の料金体系のまま料金に違いがありました。

そこで、この格差を解消すると共に経済情勢の推移に考慮し、料金の改正を行います。

農業集落排水施設使用料金

平成19年5月請求分から、水道使用量をもとに使用料金を決定する従量制になります。

○農業集落排水施設使用料金の計算方法

基本料金	
10m ³ まで	1,470円
超過料金(1m ³ につき)	
11~20m ³	147.0円
21~30m ³	157.5円
31~50m ³	168.0円
51~100m ³	178.5円
100m ³ 超	189.0円

「使用量の算定方法」

①水道水のみを使用のご家庭

水道水の使用量が下水道の使用量になります。

②水道水と井戸水等を使用のご家庭
水道水の使用量に世帯員一人につき1か月3m³を加算した量が下水道の使用量になります。

③井戸水等のみを使用のご家庭
世帯員一人につき1か月6m³で認定した量が下水道の使用量になります。

戸別浄化槽使用料金

平成19年4月請求分から基本料金及び一人あたり料金が次のようになります。

基本料金(戸)	1,260円
一人あたり	525円

○浄化槽使用料金の計算方法(一般家庭)

※農業集落排水施設使用料金及び戸別浄化槽使用料金は、消費税込みの総額を表示したものです。

実際の請求金額は、各例に基づいて算出します。(10円未満切捨) 皆様のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先

上下水道部下水道課 ☎(53) 7250
各総合支所建設課

山 方 ☎(57) 6813

美 和 ☎(58) 3852

緒 川 ☎(56) 3994

御前山 ☎(55) 2115

知って得する 消費者情報⑥

賃貸住宅の入退去トラブル!!!!

賃貸住宅におけるトラブルでは、退去時の修繕費用に関するものが非常に多く、あわせて敷金返還の問題となっています。トラブルを避けるためには、次のことに気をつけましょう。



借主の負担・義務の一般的な例

【敷 金】

入居後に家賃の滞納や不注意等による物件の損害に対する費用の担保として契約時に借主から貸主に預けられるもの。

【礼 金】

契約時に、契約してもらうことの対価として支払うものであり返還されないもの。

【原状回復】

借主が入居中に故意、過失、不注意その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損を修繕し元に戻すこと。借主が借りた当時の状態に戻すことではありません。

トラブル対処法 (注意すること)

契約時	重要事項の説明内容をよく確認し、説明書と契約書を一緒に保管する。特に退居時の負担について確認しておくことが大切。
入居時	貸主・借主双方立会いのもとで、物件の汚れ、キズ、設備状況を確認し、写真や記録に残しておきましょう。
入居中	重要事項説明書、契約書に定める使用方法(たとえば、「洗濯機の排水はベランダに流さない」等)を守って使用しましょう。
退居時	双方の立会いのもとで物件の状況を確認し、入居時の写真や記録をもとに、入居中に発生した損耗の有無・修繕ないし交換の要不要・費用負担の区分などについて話し合い確認すること。この時も物件の状況を写真や記録に残しておきましょう。
退居後	敷金が返還されない、追加請求をされて納得がいかない場合は、家主に請求費用の明細(内訳)を提示してもらい、退居時の確認と照合して国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考によく話し合いましょう。しかし、話し合いが合意に至らず解決できないときは、簡易裁判所の小額訴訟制度を利用する方法もあります。

《問い合わせ先》

- ・茨城県消費生活センター ☎029-224-4722
- ・常陸大宮市消費生活センター(本庁商工観光課内) ☎52-2185(直通)